

東京医療保健大学研究倫理基準

(目的)

第1条 東京医療保健大学（大学院を含む）は、本学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者に係る倫理基準をここに定める。

(研究の基本)

第2条 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

- 2 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重することとする。
- 3 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及び本学の諸規程を遵守することとする。

(定義)

第3条 「研究者」とは、本学の専任教育職員のみならず、本学において研究活動に従事する者を含み、学生であっても、研究に関わるときは「研究者」に準ずるものとする。

- 2 「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項を含むものとする。
- 3 「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表するすべての行為を含むものとする。

(研究者の態度)

第4条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めることとする。

- 2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、習慣、規律の理解に努めることとする。
- 3 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重することとし研究協力者、研究支援者等に対しては、謝意をもって接することとする。
- 4 研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、学生が不利益を蒙らないよう十分な配慮を行うこととする。
- 5 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めることとする。
- 6 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めることとする。

(研究のための情報・データ等の収集)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法・手段で、研究のための資料・情報・データ等を収集することとする。

2 研究者が、研究のために資料・情報・データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めることとする。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者が、人の行動・環境・心身等に関する個人の情報・データ等の提供を受けた研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得ることとする。

2 組織・団体等から、当該組織・団体等に関する資料・情報・データ等の提供を受ける場合にあっても前項に準じることとする。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、研究のために収集した資料・情報・データ等で、個人を特定できるものについては、個人情報保護に配慮することとする。

(情報・データ等の利用及び管理)

第8条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料・情報・データ等の滅失・漏洩・改ざん等を防ぐために適切な措置を講ずることとする。

2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料・情報・データ等を適切な期間保存することとする。ただし、法令又は規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。

(機器、薬品、材料等の安全管理)

第9条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係法令等を遵守し、その安全管理に努めることとする。

2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等については、関係法令に基づき責任をもって処理することとする。

(研究成果発表の基準)

第10条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表に努めることとする。ただし、産業財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないことができることとする。

2 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見、発見であ

- ることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表しないこととする。
- 3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害しないこととする。
 - 4 研究成果発表における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、次に掲げる不正な行為は、行わないこととする。
 - (1) 捏造（存在しないデータを作成すること）
 - (2) 改ざん（データの変造・偽造を行うこと）
 - (3) 盗用（他人のデータや研究成果等を適切な引用等を行わないで使用すること）
 - 5 研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあることから、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用、そして真摯な表現を行うよう努めることとする。

（オーサーシップの基準）

- 第11条 研究者は、研究活動に実質的に関与し、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップが認められることとする。

（研究費の取扱基準）

- 第12条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その付託に応えることとする。
- 2 研究者は、研究費の使用に当たっては、法令、本学の経理規程、当該研究費の使用規程等を遵守することとする。
 - 3 研究者は、証憑書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載することとする。

（事務）

- 第13条 この基準に関する事務は、研究協力部で行う。

附 則

この基準は、平成20年7月23日から施行する。

この基準は、平成21年7月22日から施行する。

この基準は、平成30年4月1日から施行する。